

狩野文書の閲覧について

- 資料保全のため、できる限りデジタルコレクションでの閲覧をお願いいたします。
駒場図書館 Web サイト > コレクション > 【駒場図書館】 狩野亨吉文書
<https://iif.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/repo/s/kanok/page/home>
- 閲覧にあたっては、貴重図書閲覧願を閲覧希望日の 1 週間前までに利用者サービス担当へ提出してください。仮目録及び日記の複製版のみ閲覧の場合も同様です。
- 閲覧は、特別閲覧席で、平日 9:00－16:50 の間となります。ただし、利用終了後の確認に時間のかかるものは、閲覧終了時刻を早める場合があります。
原則として一日につき資料 10 点までとなります。ただし、差出人ごと等の一つにまとめられている資料群は、これを越えて提供できる場合がありますので、ご相談ください（全体の量や資料の状態にもよります）。
狩野文書には手紙・はがきをはじめとする膨大な点数の資料があり、提供・利用にあたって個々に状態等の確認が必要になりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。
- 名誉やプライバシー、財産権等の権利関係に関わる資料（デジタル公開されていない資料）は、調査研究目的の場合に限り閲覧可能です。別途、プライバシー資料の閲覧申込書をご記入いただきます。コピー機による複写・撮影は不可、書き写しのみ可となります。
- 利用の前後で、資料の紛失、収納順序の乱れが生じないように、細心の注意をお願いします。
利用終了後、職員が資料を確認しますのでお立会ください。資料の状態によっては、「資料状況調査書」や写真記録との照合を行う場合もありますのでご協力をお願いいたします。
- 原則としてコピー機での複写はできません。仮目録及び日記の複製版はコピーできます（ただし、仮目録のコピーは著作権法に基づき全体の半分以上）。資料を傷める恐れがなければご自身のカメラで撮影できます。ご希望の方には業者による撮影も承ります。情報サービス担当にご相談ください。
- その他、閲覧時に提示される「特別閲覧席のご利用にあたって」をご確認ください。